

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般貨物	令和2年12月15日	有限会社上田運輸 (法人番号9230002009966) 代表者上田青霄	富山県小矢部市道明270-1	芹川営業所	富山県小矢部市芹川29番地の1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和2年9月9日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(4)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(6)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)	2	2
一般貨物	令和2年12月15日	株式会社セキ (法人番号8220001012072) 代表者関信一	石川県小松市御館町乙1-6	本社営業所	石川県小松市御館町乙1-6	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和2年2月12日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)(4)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(5)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(7)特定の運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	8	8
一般貨物	令和2年12月23日	株式会社カモライン (法人番号7110001015186) 代表者増井敏	新潟県加茂市後須田398番地1	長岡営業所	新潟県長岡市大字日越字原790-1	輸送施設の使用停止(130日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項及び法第18条第2項	令和元年10月8日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)乗務等の記録改ざん・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第8条第1項)(2)運行記録計による記録改ざん・不実記載(安全規則第9条)(3)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)	13	13
一般貨物	令和2年12月23日	第三貨物自動車株式会社 (法人番号8110001003000) 代表者古俣百合子	新潟県新潟市東区榎町36-16	本社営業所	新潟県新潟市東区榎町36-16	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項及び同条第4項	令和2年9月1日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)(4)点呼の記録改ざん・不実記載(安全規則第7条第5項)(5)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)	14	14

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。